

熊本県公報

第12887号
令和元年(2019年)
12月27日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 令和元年度(2019年度)予算の要領……………(財政課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(高齢者支援課) 34
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(〃) 34
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(〃) 35
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(〃) 35
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の行政処分……………(〃) 35
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の行政処分……………(〃) 35
- 老人福祉法に基づく有料老人ホームの設置者に対する改善命令……………(〃) 36
- ふ化業社の登録……………(畜産課) 36
- 天草不知火海区における漁場計画(免許の内容等)……………(水産振興課) 36
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定……………(障がい者支援課) 37
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定……………(〃) 37
- 造成宅地防災区域の指定……………(建築課) 38
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 38
- 保安林の指定に関する予定……………(〃) 38
- 保安林の指定に関する予定……………(〃) 39
- 保安林の指定に関する予定……………(〃) 39
- 保安林の指定に関する予定……………(〃) 39
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録……………(高齢者支援課) 39
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録……………(〃) 40
- 道路の供用開始……………(道路保全課) 40
- 道路の供用開始……………(〃) 40
- 造成宅地防災区域の指定……………(建築課) 41
- 平成30年度熊本県一般会計及び特別会計歳入歳出決算の公表……………(会計課) 41
- 熊本県総合財務会計システム用サーバ等機器の賃貸借に係る入札参加資格等……………(〃) 83
- 道路の供用開始……………(道路保全課) 83

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出に対する市町村からの意見……………(商工振興金融課) 83
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 84
- 道路の位置の指定……………(〃) 84
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(〃) 84
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(〃) 84
- 熊本県総合財務会計システム用サーバ等機器の賃貸借に係る一般競争入札の実施……………(会計課) 85

登 載 依 頼

- 定時登録における直接請求の連署基準数……………(選挙管理委員会) 88
- 定時登録における直接請求の連署基準数……………(〃) 88
- 海区漁業調整委員会委員の直接請求に係る連署基準数……………(〃) 89
- 熊本県指紋情報管理システム用装置の保守込み賃貸借再リースに係る随意契約による業者の決定……………(警察本部鑑識課) 89
- 熊本丸一般整備工事業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格……………(天草拓心高等学校) 89
- 熊本丸一般整備工事業務に係る一般競争入札の実施……………(〃) 93

告 示

熊本県告示第612号

令和元年度(2019年度)熊本県の一般会計の補正予算及び特別会計の補正予算が令和元年11月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和元年(2019年)12月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

令和元年度熊本県一般会計補正予算（第3号）

令和元年度熊本県の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,753,608千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 824,211,063千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		125,639,750	119,044	125,758,794
	1 国庫負担金	39,516,894	54,606	39,571,500
	2 国庫補助金	83,472,952	54,438	83,527,390
	3 国庫委託金	2,649,904	10,000	2,659,904
2 繰入金		54,216,010	305,949	54,521,959
	1 基金繰入金	53,851,149	305,949	54,157,098
3 繰越金		1,848,567	1,213,109	3,061,676
	1 繰越金	1,848,567	1,213,109	3,061,676
4 諸収入		58,407,833	75,506	58,483,339
	1 雑 入	7,460,074	75,506	7,535,580
5 県 債		102,127,000	40,000	102,167,000
	1 県 債	102,127,000	40,000	102,167,000
歳 入 合 計		822,457,455	1,753,608	824,211,063

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		43,293,876	271,573	43,565,449
	1 企 画 費	6,517,184	271,573	6,788,757
2 民 生 費		106,114,345	33	106,114,378
	1 社会福祉費	60,808,739	33	60,808,772
3 衛 生 費		57,617,071	233,483	57,850,554
	1 公衆衛生費	40,251,021	48,883	40,299,904
	2 環境衛生費	14,566,061	184,600	14,750,661
4 農 水 産 業 林 費		69,943,901	434,991	70,378,892
	1 農 業 費	19,565,740	114	19,565,854
	2 畜 産 業 費	2,157,564	377,277	2,534,841
	3 農 地 費	23,658,912	46,918	23,705,830
	4 林 業 費	18,098,330	682	18,099,012
	5 水 産 業 費	6,463,355	10,000	6,473,355
5 商 工 費		58,179,272	236,103	58,415,375

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 観 光 費	4,754,021	236,103	4,990,124
6 土 木 費		101,095,937	308,021	101,403,958
	1 道 橋 路 橋 り よ う 費	50,098,279	286,818	50,385,097
	2 河 川 海 岸 費	29,312,565	21,203	29,333,768
7 警 察 費		40,116,112	14,190	40,130,302
	1 警 察 管 理 費	35,367,266	14,190	35,381,456
8 災 害 復 旧 費		17,405,995	109,982	17,515,977
	1 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	5,968,928	45,426	6,014,354
	2 土 木 災 害 復 旧 費	8,590,530	64,556	8,655,086
9 諸 支 出 金		84,671,423	145,232	84,816,655
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	813,125	145,232	958,357
歳 出 合 計		822,457,455	1,753,608	824,211,063

第2表 繰越明許費

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 1,494,648
	1 総 務 管 理 費	1,004,425
	2 企 画 費	288,151
	3 防 災 費	202,072
2 民 生 費		2,478,345
	1 社 会 福 祉 費	2,463,406
3 衛 生 費		651,845
	1 公 衆 衛 生 費	65,093
	2 環 境 衛 生 費	568,368
	3 医 薬 費	18,384
4 労 働 費		23,588
	1 職 業 訓 練 費	23,588
5 農 林 水 産 業 費		25,380,000
	1 農 業 費	2,358,000
	2 畜 産 業 費	170,000
	3 農 地 費	11,643,000
	4 林 業 費	8,622,000

款	項	金 額
		千円
	5 水 産 業 費	2,587,000
6 商 工 費		507,000
	1 観 光 費	507,000
7 土 木 費		58,064,000
	1 土 木 管 理 費	509,000
	2 道 路 橋 り よ う 費	30,699,000
	3 河 川 海 岸 費	14,887,000
	4 港 湾 費	3,532,000
	5 都 市 計 画 費	7,690,000
	6 住 宅 費	747,000
8 警 察 費		33,718
	1 警 察 管 理 費	33,718
9 教 育 費		5,264,714
	1 教 育 総 務 費	236,936
	2 高 等 学 校 費	2,652,148
	3 特 別 支 援 学 校 費	1,378,217
	4 社 会 教 育 費	978,440
	5 保 健 体 育 費	18,973
10 災 害 復 旧 費		13,332,422

款	項	金 額
		千円
	1 総務災害復旧費	998,623
	2 民生災害復旧費	17,339
	3 農林水産業 災害復旧費	5,261,000
	4 商工災害復旧費	794,800
	5 土木災害復旧費	6,049,000
	6 教育災害復旧費	211,660
合	計	107,230,280

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 行政職員初任者研修バス等賃借	令和2年度	千円 2,200
2 広報関係業務	令和2年度	61,597
3 首都圏広報業務	令和2年度	10,068
4 くまモン利用許諾審査業務	令和2年度	23,554
5 県立劇場施設改修事業 熊 本 市	令和2年度	702,216
6 熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業	令和2年度	132,954
7 保健・医療・福祉関係業務	令和2年度	58,609
8 応急仮設住宅賃借	令和2年度	680,656
9 海域水質環境調査業務	令和2年度	18,042
10 しごと相談・支援センター関係業務	令和2年度	10,165
11 障がい者特別委託訓練業務	令和2年度 ～令和3年度	9,450
	年次別内訳	
	令和2年度 令和3年度	4,725 4,725
12 阿蘇火山活動営農対策降灰分析調査業務	令和2年度	1,844
13 農業生産基盤整備事業	令和2年度	200,000
14 積算基礎資材単価調査業務	令和2年度	35,000

事 項	期 間	限 度 額
15 治山事業	令和2年度	千円 9,000
16 アユ種苗放流等委託業務	令和2年度	4,139
17 生食用カキ検査業務	令和2年度	3,894
18 水産環境整備事業	令和2年度	60,000
19 漁港建設管理費	令和2年度	10,230
20 漁港施設機能強化事業	令和2年度	100,000
21 水産物供給基盤機能保全事業	令和2年度	508,000
22 水産生産基盤整備事業	令和2年度	100,000
23 くまモン隊管理運営事業	令和2年度	195,270
24 天草ビジターセンター管理運営業務	令和2年度 ～令和4年度	14,613
	年次別内訳	
	令和2年度	4,871
	令和3年度	4,871
	令和4年度	4,871
25 観光統計パラメータ調査事業	令和2年度	4,192
26 庁用自動車賃借	令和2年度	4,132
27 建設単価調査業務	令和2年度	31,434
28 建設産業若手人材確保対策事業	令和2年度	15,000
29 道路維持費	令和2年度	217,400

事 項	期 間	限 度 額
30 道路新設改良費	令和2年度	千円 576,500
31 河川掘削事業費	令和2年度	114,000
32 河川改良費	令和2年度	102,000
33 砂防費	令和2年度	300,000
34 海岸保全費	令和2年度	25,000
35 港湾建設費	令和2年度	840,000
36 街路事業費	令和2年度 ～令和4年度	470,000
	年次別内訳	
	令和2年度	120,000
	令和3年度	200,000
	令和4年度	150,000
37 公営住宅管理運営業務	令和2年度 ～令和6年度	3,193,770
	年次別内訳	
	令和2年度	638,754
	令和3年度	638,754
	令和4年度	638,754
	令和5年度	638,754
	令和6年度	638,754
38 警察関係業務	令和2年度 ～令和3年度	714,979
	年次別内訳	
	令和2年度	656,221
	令和3年度	58,758
39 ほほえみスクールライフ支援事業	令和2年度	56,512
40 熊本時習館特別支援相談員派遣事業	令和2年度	4,651
41 熊本時習館海外チャレンジ推進事業	令和2年度	5,086

事 項	期 間	限 度 額
42 県立学校用地等賃借	令和2年度	千円 19
43 県立美術館展覧会開催事業	令和2年度	5,000
44 給食業務	令和2年度 ～令和4年度	372,522
	年次別内訳	
	令和2年度	124,174
	令和3年度	124,174
	令和4年度	124,174

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 県有施設等管理業務	令和2年度 ～令和6年度	千円 98,860	(補正前に同じ)	令和2年度 ～令和6年度	千円 4,140,420
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和2年度	23,969		令和2年度	3,028,353
	令和3年度	23,543		令和3年度	514,972
	令和4年度	21,054		令和4年度	496,507
	令和5年度	20,394	令和5年度	55,541	
	令和6年度	9,900	令和6年度	45,047	
2 情報処理関連業務	令和2年度 ～令和6年度	187,226	(補正前に同じ)	令和2年度 ～令和6年度	542,768
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和2年度	163,495		令和2年度	406,021
	令和3年度	6,906		令和3年度	35,160
	令和4年度	5,916		令和4年度	34,170
	令和5年度	5,916	令和5年度	34,170	
	令和6年度	4,993	令和6年度	33,247	
3 事務機器等賃借	令和2年度 ～令和7年度	4,391,645	(補正前に同じ)	令和2年度 ～令和7年度	4,759,604
	年次別内訳			年次別内訳	
	令和2年度	948,411		令和2年度	1,018,424
	令和3年度	853,222		令和3年度	927,366
	令和4年度	849,221		令和4年度	920,176
	令和5年度	848,980		令和5年度	919,935
	令和6年度	738,535		令和6年度	809,490
令和7年度	153,276	令和7年度	164,213		

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
河 川 国 庫 補 助 事 業 費	千円 2,134,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等	千円 2,141,000			
警 察 施 設 整 備 事 業 費	1,232,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			1,242,000	(補 正 前 に 同 じ)		
公 共 土 木 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	236,000				245,000			
計	3,602,000				3,628,000			

令和元年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 繰越明許費		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		616,000
	1 港 湾 費	616,000
合	計	616,000

第2表 債務負担行為			
設 定			
事 項	期 間	限 度 額	
庁舎等管理業務	令和2年度	千円	62,481

令和元年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費		
款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		400,000
	1 都 市 計 画 費	400,000
合	計	400,000

令和元年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,120千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,752,180千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び 負担金		千円	千円	千円
		1,950,634	14,560	1,965,194
	1 負担金	1,950,634	14,560	1,965,194
2 国庫支出金		842,140		842,140
	1 国庫補助金	842,140		842,140
3 繰越金		74,900	560	75,460
	1 繰越金	74,900	560	75,460
4 県 債		513,600	14,000	527,600
	1 県 債	513,600	14,000	527,600
歳 入 合 計		3,723,060	29,120	3,752,180

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		3,006,702	29,120	3,035,822
	1 流 下 水 道 域 費	3,006,702	29,120	3,035,822
歳 出 合 計		3,723,060	29,120	3,752,180

第2表 繰越明許費

款	項	金 額
		千円
1 土 木 費		1,120,000
	1 流域下水道費	1,120,000
合	計	1,120,000

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 熊本北部流域下水道水質法定検査業務	令和2年度	千円 6,163
2 球磨川上流流域下水道水質法定検査業務	令和2年度	5,676
3 八代北部流域下水道水質法定検査業務	令和2年度	5,602
4 球磨川上流流域下水道建設事業 (水処理施設等) 錦 町	令和2年度	106,000

第4表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
球磨川上流 流域下水道 事業費	千円 11,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができる。	千円 32,000				(補 正 前 に 同 じ)
八代北 流域下水道 事業費	306,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			299,000				
計	317,000				331,000				

令和元年度熊本県電気事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和元年度熊本県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	令和2年度 ～令和6年度	千円 4,500
	年次別内訳	
	令和2年度	900
	令和3年度	900
	令和4年度	900
	令和5年度	900
企業局所有施設等管理業務	令和2年度 ～令和4年度	8,809
	年次別内訳	
	令和2年度	4,253
	令和3年度	2,278
令和4年度	2,278	
緑川発電所リニューアル事業 関連工事	令和2年度	3,978

令和元年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和元年度熊本県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和2年度	千円 44,893
医事業務	令和2年度	29,634
給食業務	令和2年度 ～令和4年度	304,629
	年次別内訳 令和2年度	101,543
	令和3年度	101,543
	令和4年度	101,543

令和元年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

令和元年度熊本県の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 637,522千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 823,094,977千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		125,639,750	64,027	125,703,777
	1 国庫負担金	39,516,894	64,027	39,580,921
2 繰越金		1,848,567	573,495	2,422,062
	1 繰越金	1,848,567	573,495	2,422,062
歳 入 合 計		822,457,455	637,522	823,094,977

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,357,868	3,686	1,361,554
	1 議 会 費	1,357,868	3,686	1,361,554
2 総 務 費		43,293,876	29,860	43,323,736
	1 総務管理費	13,228,181	9,699	13,237,880
	2 企 画 費	6,517,184	4,381	6,521,565
	3 徴 税 費	7,056,152	5,983	7,062,135
	4 市 振 町 興 村 費	11,120,709	7,099	11,127,808
	5 選 挙 費	2,556,542	29	2,556,571
	6 防 災 費	1,984,358	924	1,985,282
	7 統 計 調 査 費	527,064	763	527,827
	8 人 委 員 会 事 費	145,304	487	145,791
	9 監 査 委 員 費	158,382	495	158,877
	3 民 生 費		106,114,345	13,876
1 社会福祉費		60,808,739	6,226	60,814,965

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 児童福祉費	35,608,712	5,138	35,613,850
	3 生活保護費	4,719,540	2,512	4,722,052
4 衛生費		57,617,071	13,745	57,630,816
	1 公衆衛生費	40,251,021	2,104	40,253,125
	2 環境衛生費	14,566,061	3,519	14,569,580
	3 保健所費	1,727,941	6,398	1,734,339
	4 医薬費	1,072,048	1,724	1,073,772
5 労働費		2,222,994	1,895	2,224,889
	1 労政費	298,611	427	299,038
	2 職業訓練費	1,623,291	1,258	1,624,549
	3 労働委員会費	101,807	210	102,017
6 農水産業林費		69,943,901	34,974	69,978,875
	1 農業費	19,565,740	15,232	19,580,972
	2 畜産業費	2,157,564	3,674	2,161,238
	3 農地費	23,658,912	6,506	23,665,418

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
	4 林 業 費	18,098,330	5,964	18,104,294
	5 水 産 業 費	6,463,355	3,598	6,466,953
7 商 工 費		58,179,272	5,888	58,185,160
	1 商 業 費	47,380,260	1,567	47,381,827
	2 工 鉱 業 費	6,044,991	2,511	6,047,502
	3 観 光 費	4,754,021	1,810	4,755,831
8 土 木 費		101,095,937	22,043	101,117,980
	1 土 木 管 理 費	2,836,027	4,551	2,840,578
	2 道 橋 路 橋 費	50,098,279	7,701	50,105,980
	3 河 川 海 岸 費	29,312,565	5,605	29,318,170
	4 港 湾 費	7,823,176	1,082	7,824,258
	5 都 市 計 画 費	9,012,301	2,429	9,014,730
	6 住 宅 費	2,013,589	675	2,014,264
9 警 察 費		40,116,112	112,307	40,228,419
	1 警 察 管 理 費	35,367,266	112,307	35,479,573

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 教 育 費		140,389,491	399,248	140,788,739
	1 教育総務費	30,077,471	5,303	30,082,774
	2 小学校費	38,232,961	157,451	38,390,412
	3 中学校費	22,088,735	87,207	22,175,942
	4 高等学校費	30,302,780	98,548	30,401,328
	5 特別支援 学 校 費	12,841,920	47,593	12,889,513
	6 社会教育費	3,364,555	2,856	3,367,411
	7 保健体育費	2,298,629	290	2,298,919
	歳 出 合 計	822,457,455	637,522	823,094,977

令和元年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和元年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 307千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,462,718千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び 手数料		816,584	307	816,891
	1 使用料	816,584	307	816,891
歳 入 合 計		3,462,411	307	3,462,718

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		1,165,773	307	1,166,080
	1 港 湾 費	1,165,773	307	1,166,080
歳 出 合 計		3,462,411	307	3,462,718

令和元年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 181千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,723,241千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		74,900	181	75,081
	1 繰越金	74,900	181	75,081
歳 入 合 計		3,723,060	181	3,723,241

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土木費		3,006,702	181	3,006,883
	1 流域下水道費	3,006,702	181	3,006,883
歳 出 合 計		3,723,060	181	3,723,241